

国民年金の「学生納付特例制度」は毎年度申請が必要です

申請・問合せ先 保険年金課国民年金担当

20歳以上であれば、学生であっても国民年金に加入し、保険料を納めることになります。しかし、経済的に保険料を納めることが難しい場合には、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」がご利用いただけます。

この制度を申請して承認を受けた期間は、年金を受けるための資格期間に算入されます。また、猶予された期間の保険料は、10年以内であれば古い期間から順に納めることができます(追納)。納めた保険料は、将来受け取る年金額に反映されます。ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して、3年度目以降は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、お早目の追納をお勧めします。

この制度は、毎年度(学年ごとに)申請が必要です。申請できる期間が定められていますので、希望する方は早めに申請してください。

■対象

大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程)に在学する生徒・学生で、前年の所得が一定額以下の方

■申請できる期間

申請時点の2年1か月前の月分まで

例 平成28年4月申請の場合、平成26年3月分まで申請できます。

■申請に必要なもの

- ①年金手帳
- ②申請年度に有効な学生証(両面コピー可)または在学証明書
- ③印鑑(本人が署名する場合は不要)
- ④代理の方が手続きするときは、代理の方の身分証明書(運転免許証や健康保険証など)

※日本年金機構からはがき形式の申請書が届いた方は、必要事項を記入し返送すれば、市役所での手続きは必要ありません。

国民健康保険の加入・喪失の届出はお早めに

問合せ先 保険年金課国民健康保険担当

国民健康保険(国保)に加入するとき、国保をやめるときは、14日以内に届出をお願いします。

○加入の届出

国保の資格取得日は他の保険の資格を喪失した日です。届出が遅れると国保税も遡って納付することになります。

※届出に必要なもの①職場の健康保険を喪失した証明書②個人番号カード、または通知カード(個人番号が確認できるもの、国保加入者全員分)③運転免許証、旅券など(官公署が発行した顔写真付の証明書)

近年、医療保険の加入手続きをしていない「無保険者」が増加していると言われています。病気やケガに備えるためにも健康保険の加入手続きを必ず行ってください。

○喪失の届出

国保の資格喪失日は他の保険に加入した日です。届出がされないと国保税が課税されたままとなります。また、他の保険に加入した後、国保の保険証で受診した場合は、国保で負担した医療費を返還していただくことになります。

※届出に必要なもの①国保の保険証など交付書類②職場などの保険証③個人番号カード、または通知カード(個人番号が確認できるもの)(①~③ともに国保加入者全員分)④運転免許証、旅券など(官公署が発行した顔写真付の証明書)

○口座振替キャンペーン

新規に国民健康保険税にかかる口座振替の申込みをされた方に対し、「つるゴンハンドタオル」をプレゼントしています(個数限定)。

簡単で便利な口座振替をぜひご利用ください。



市民活動推進センターの業務が変わります

問合せ先 地域活動推進課地域活動推進担当

市民活動推進センターで行っていた市民活動に関する相談など全般的なことは、4月から市役所の地域活動推進課で行います。なお、市民活動に関する情報収集や交流などの場としては、今までどおりご利用になれます。

保養所の助成対象者が変わります

問合せ先 保険年金課国民健康保険担当

国民健康保険では、契約保養施設の利用者に助成をしています。3月までは市民全員が対象となっていました。4月からは本市の国民健康保険と後期高齢者医療の加入者に限定させていただきます。

平成 28 年 4 月 1 日スタート

障害者差別解消法が施行されます

(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)

「障害のある人もない人も、共に生きる地域社会を目指して」

問合せ先 障害者福祉課障害者福祉担当

障害者差別解消法とは？

障害者差別解消法は、国や市区町村などの行政機関や会社、店舗などの民間事業者が、障害のある人に対する「障害を理由とする差別」をなくすために制定された法律です。すべての人が、障害のあるなしに関わらず、お互いの人格と個性を尊重し合いながら、共生できる社会をつくることを目的としています。

対象となる「障害のある人」とは？

身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)、そのほか心身の機能の障害があり、障害や社会的障壁(※)によって日常生活や社会生活が困難になっている人です。障害者手帳を持っている人も含まれます。

※「社会的障壁」とは、障害のある人にとって日常生活や社会生活を送る上で障壁となる事・制度・慣行・観念などのことをいいます。

障害を理由とする差別とは？

障害者差別解消法では、障害を理由とした「不当な差別的取扱い」の禁止と、「合理的配慮」の提供が求められています。

① 不当な差別的取扱い

障害を理由として、商品やサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けてはいけません。

② 合理的配慮の不提供

障害者から何らかの配慮を求められた場合に、負担が過度にならない範囲にも関わらず配慮をしないこと。

職員対応要領を策定しました

市は、障害者への不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供について、市職員が適切に対応するための要領を策定いたしました。詳しくは市ホームページをご参照ください。

障害者差別解消法では、下記のように定めています

区分	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
国の行政機関・地方公共団体など	不当な差別的取扱いが禁止されます	障害者に対して合理的配慮を行わなければなりません
民間事業者など		障害者に対して合理的配慮を行うよう努めなければなりません

合理的配慮の例



段差がある場合に、スロープなどを使って補助する。
(上記イラストは「内閣府リーフレット」より)

困ったときはご相談ください！

障害を理由とする差別で困ったときは、障害者福祉課または生活サポートセンター(☎049・277・4116)、権利擁護支援センター(☎049・277・3317)にご相談ください。



施設の受付で、聴覚障害のある人に、筆談などで対応する。

議会報告会2016－市民と議員の懇談会－

問合せ先 議会事務局

市議会では、議会報告会2016を2日間・3会場で開催します。今回は、市民と議員との懇談を中心として行います。どなたでも参加できますので、お近くの会場にお越しください。



前回の議会報告会の様子

日時	4月23日(土) 13時30分～15時30分	4月23日(土) 13時30分～15時30分	4月24日(日) 13時30分～15時30分
場所	大橋市民センター 第1学習室	富士見市民センター 第1学習室	農業交流センター 研修室
担当議員	五伝木隆幸 太田忠芳 齊藤芳久 内野嘉広 近藤英基 金泉婦貴子	松尾孝彦 大野洋子 長谷川清 持田敏明 高橋劍二 藤原建	山中基充 高田克彦 小川茂 出雲敏太郎 漆畑和司 杉田恭之

高齢者向けの給付金

(年金生活者等支援臨時福祉給付金)

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない高齢者の方に対して、「高齢者向けの給付金」(年金生活者等支援臨時福祉給付金)が支給されます。

申請・問合せ先 福祉政策課福祉政策・地域福祉担当

対象 平成28年度中に65歳以上

となる(昭和27年4月1日以前に生まれた)方で、平成27年度の住民税(均等割)が課税されていない方。ただし、次の方は除きます。

- ・住民税(均等割)が課税されている方に扶養されている方
 - ・生活保護を受けている方など
- 支給額** 対象者1人につき3万円(1回限り)

申請期間 4月11日(月)～7月29日

日金

※支給対象となる可能性のある方には、4月上旬に申請書を送付します。詳しい申請方法などは、申請書に同封するチラシをご覧ください。

※給付金は、平成27年1月1日時点で住民登録のあった市町村から支給されます。転入された方は、住民登録されていた市町村へ問い合わせてください。
※給付金の支給は、指定された

高齢者向けの給付金

(年金生活者等支援臨時福祉給付金)

※生活保護世帯の方は該当しません

▶ はい

平成28年度中に65歳以上になりますか。
(生年月日が昭和27年4月1日以前ですか。)

▼ はい

▶ はい

平成27年度分の住民税が課税されていますか？

▼ いいえ

▶ はい

平成27年度分の住民税が課税されている方の扶養親族などに該当しますか？

▼ いいえ

高齢者向けの給付金 3万円

該当しません。

銀行口座などへの振込みを基本とします。申請から振込みまでは、1か月半程要する見込みです。
振り込み詐欺や個人情報の詐取にご注意ください！

今回の「高齢者向けの給付金」の手続きを悪用した「振り込み詐欺」や「個人情報の不正な取得」などには、十分ご注意ください。

- ◆市や厚生労働省などの職員がATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ◆ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- ◆市や厚生労働省などの職員が、「高齢者向けの給付金」の支給のために、手数料などの振込みを求めることは絶対にありません。

※不安に思ったら、市役所や最寄りの警察署または警察相談専用電話(＃9110)にご連絡ください。

障害者団体などに補助金を交付します

障害のある人を支援するための自発的な活動を行う障害者団体または障害者支援団体に対し、補助金を交付します。

対象団体 市内に事務所を有する障害者団体、障害者支援団体(構成員が概ね5人以上)

申請期日 5月10日(火)まで

申請書類 障害者福祉課窓口で配付。または市ホームページからダウンロードできます。

その他 補助の決定は内容を審査後通知します。

申請・問合せ先 障害者福祉課障害者福祉担当

人権擁護委員を紹介します

市には、法務大臣から委嘱された人権擁護委員が5人います。

人権擁護委員は、地域の皆さんが人権について関心を持ち、その理解を深めてもらうために様々な啓発活動を行っています。

また、あらゆる人々の人権を守るため、毎日の暮らしの中で起こる人権に関する問題(いじめ、虐待、差別問題など)に関し、法務局や市役所などで人権相談を行っています。相談は無料で、秘密は厳守します。気軽にご相談ください。

人権擁護委員

あおきひろし やまなかいくえ
青木洋さん、山中伊久枝さん、
うちだひろゆき みやざきかずこ
内田広行さん、宮崎和子さん、
せきくちひろゆき
関口博行さん

問合せ先 総務人権推進課人権推進担当



人権イメージキャラクター 人KENまもる君

固定資産評価審査委員会委員について

いしかわたから
石川孝虎さんが任期満了となりましたが、3月15日付で再任されました。

問合せ先 人事課